

事務連絡

平成16年11月18日

都道府県

国民健康保険団体連合会事務局長 殿

国民健康保険中央会

介護保険部長 河野孝明

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効について

本会事業運営につきましては、平素よりご協力いただき感謝いたします。

さて、標記につきましては、複数の連合会よりご照会をいただいた際に、本会より厚生労働省に確認した内容として、下記1のとおり回答をしておりましたが、今般同内容について、下記2のとおり厚生労働省より訂正の旨連絡がありましたので、同内容を通知いたします。

記

1. 訂正前の主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱い

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱いは、地方自治法第236条第1項により、市町村に意見書を提出した翌日を起算日として、5年間となる。

2. 訂正後の主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱い

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱いは、民法第170条第1号により、市町村に意見書を提出した翌日を起算日として、3年間となる。

